

平成 年 月 日

一般貨物自動車運送事業者等  
運 行 管 理 規 程

名 称

---

営業所名

---

# 運 行 管 理 規 程

平成 年 月 日制定

平成 年 月 日改正

## 第1章 総 則

### 第1条 (目 的)

この規程は、(以下本店という。)における  
運行管理者の職務及び権限、並びに本店における事業用自動車の運行の安全  
の確保に関する業務の処理基準を定めることにより、輸送の安全を図ること  
を目的とする。

### 第2条 (運行管理者の選任)

運行管理者は、運行管理者資格者証を取得している本店の社員であり、  
その地位は、 とする。

貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「輸送安全規則」という。)第18条  
に定められた数以上の運行管理者を選任するものとし、事業用自動車の車両数  
の変更により選任必要数が変わる場合が生じたときも同様とする。

運行管理者の選任は重役会において行い、辞令をもって任命する。

複数の運行管理者を選任する営業所にあつては、うち1名を統括運行管理者  
として選任し、営業所内に周知する。選任方法については、運行管理者と同様  
とする。

運行管理者の補助者は、補助者の資格要件を満たした者の中から事業者  
が任命し、営業所内に周知する。

本店代表者は、運行管理者及び統括運行管理者を選任したとき又は解任した  
ときは、その日から遅滞なくその営業所の所在地を管轄する運輸支局へ届出る  
ものとする。

### 第3条（運行管理の組織）

運行管理業務は、本業務の基幹となすもので、組織は次のとおりとする。

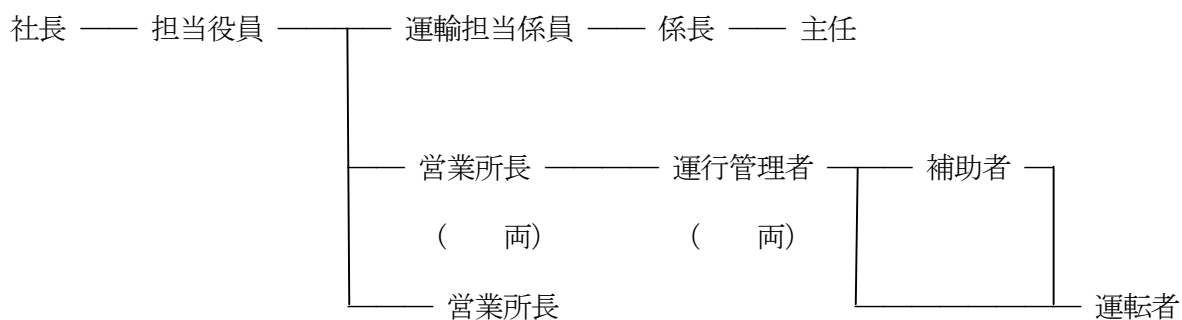
1. 本店代表者 は本店における全運行管理者及び補助者を統括し、次の運行管理組織により運行管理業務を実施する。

〔運行管理の組織図〕

例にならって当社の組織図を作成致します。

〔組織図〕

〔例〕



2. 統括運行管理者は、本規程に定める運行管理者の業務の統括責任者とし、他の運行管理者に対する指導を行なうと伴に、助言を求め、運行管理の充実に努める。統括運行管理者の業務については別途定める。（第20条）
3. 統括運行管理者でない運行管理者は、統括運行管理者の指揮により、輸送安全規則及び本規程に定める運行管理業務を行う。

4. 補助者は運行管理者が不在等のため点呼を行うことができない場合において予め運行管理者の指示を受けて点呼業務を代行するものとし、補助者の業務については別途定める。(第 21 条)
5. 運行管理者は、就業規則による勤務時間の他、車両の運行中は必ず営業所内にいるものとする。

#### 第 4 条 (運行管理者の権限)

運行管理者の権限は、輸送安全規則第 20 条に定められた事項及び本規程の管掌事項を執行する権限を有する。

## 第 2 章 運行管理業務

#### 第 5 条 (運行管理者の業務)

運行管理者は次の業務を行うものとする。

1. (1) 運転者の選任及び運転指示に関すること。(第 6 条)
- (2) 乗務員の休憩又は睡眠のための利用施設の管理に関すること。(第 7 条)
- (3) 乗務割に関すること。( " )
- (4) 乗務員の乗務に関すること。( " )
- (5) 交替運転者の配置に関すること。( " )
- (6) 過積載の防止についての従業員に対する指導監督に関すること。(第 8 条)
- (7) 貨物の積載方法についての従業員に対する指導監督に関すること。(第 9 条)
- (8) 運転者に対する点呼等及びその記録、保存に関すること。(第 10 条)
- (9) 乗務の記録及びその保存に関すること。(第 11 条)
- (10) 運行記録計の管理及びその記録の保存に関すること。(第 12 条)
- (11) 運行記録計の機能に関すること。( " )

- (12) 運行指示書の管理及び記録等に関する事。 (第13条)
- (13) 事故の記録及びその保存に関する事。 (第14条)
- (14) 運転者台帳の整備に関する事。 (第15条)
- (15) 乗務員に対する指導監督に関する事。 (第16条)
- (16) 異常気象時等における措置に関する事。 (第17条)
- (17) 事故警報に基づく従業員に対する指導監督に関する事。 (第18条)

2. 事業用自動車の運行の安全確保についての本店代表者に対する助言に関する事。 (第19条)

3. 運行管理者は、補助者に対して運行管理業務等に関して指導及び監督を行なわなければならない。

4. 運行管理者は上記のほか、その職務遂行にあたって関係法令及び次に掲げる協約・協定・規則・通達等のうち運行管理に関する事項を遵守しなければならない。

- (1) 国土交通省関係通達
- (2) 厚生労働省関係通達
- (3) 労働協約及び労使間の協定等
- (4) 社員就業規則
- (5) 運行管理に関する社内の通達
- (6) 輸送技術等に関する規格・規定
- (7) その他関係事項

#### 第6条 (運転者の選任及び運転指示等)

1. 運行管理者は、次の事項に留意し、あらかじめ使用車両及び乗務員を決定し、速やかに関係者に通知し、諸準備を整え、運行ダイヤの励行に努めなければならない。

- (1) 事業計画に従い業務を行うに必要な事業用自動車の運転者の乗務割当、調整等を行い、運転者台帳を作成して管理にあたらなければならない。

- (2) 選任する運転者は、日々雇い入れられる者、2月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）であってはならない。
- (3) 無資格者に運転させ、又は本店代表者が選任した運転者以外の者に事業用自動車を運転させてはならない。
- (4) 運転者の選定にあたっては、各個人の勤務実績・乗務距離等により過労防止を考慮し、又運行する経路の状況に適した車両を選定しなければならない。

2. 運行管理者は、運行管理票に次の各号に掲げる事項を明示して運転者に手渡すと共に確実な運行指示を行うものとする。

- (1) 作業内容及び条件
- (2) 運行の経路
- (3) 出発及び到着の時刻
- (4) 休憩・仮眠の場所及びその時刻
- (5) 運転交替の場所
- (6) 運行途中に立ち寄る支店若しくは営業所又は立ち寄る施設の名称
- (7) 到着地の配車管理センターの立ち寄り又は到着時の電話通報
- (8) 立ち寄り先配車管理センターの配車指示に従うべき旨、又は返路貨物を積載せずに直ちに支店若しくは営業所に帰るべきときはその旨
- (9) 積載重量等の制限をこえて積載しない旨及び過積載となる車両の運行を禁止する旨
- (10) その他事故防止に必要な注意事項

3. 出発にあたっては、次の各号に掲げる事項について運転者等に確認させ、報告させなければならない。

- (1) 積載貨物が、運転中に移動し荷崩れし、又は飛散しない処置が講じられていること。
- (2) 安全運行の妨げとなる積載方法（荷重不均衡等）でないこと。

(3)積載物品の固定は、振動衝撃等に対し十分耐える完全なものであること。

4. 運行管理者は、他の支店又は営業所の立ち寄り車両の運転者に対して、その車両の所属する支店又は営業所の運行管理者の意志に反しないよう、必要に応じて返路等に関する運行指示（運行開始前の休憩待機を含む。）を行うものとする。

#### 第7条（乗務員の過労防止）

運行管理者は次の各号を実施し、乗務員の十分な休息を確保して過労運転の防止に努めなければならない。

1. 乗務員が休憩又は睡眠のために利用することができる施設を常に良好であるように計画的に適切に管理しなければならない。
2. 休憩又は睡眠のための時間及び休息時間を考慮した勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、これに従い乗務員を乗務させなければならない。
3. 乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労・飲酒その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を乗務させてはならない。
4. 長距離運転又は夜間の運転に従事させる場合には、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ当該運転者と交替するための運転者を配置し、適切な運転交替を指示しなければならない。
5. 乗務員に対して運行途中の休憩、仮眠等の場所及び休息時間を指示しなければならない。
6. 運転者の個人別の勤務表を作成し、同一の運転者には2週間を通じ必ず1回は休日を取らせるよう指導しなければならない。

## 第8条（過積載の防止）

運行管理者は次の事項に留意し過積載による運送の防止について、運転者その他従業員に対する適切な指導及び監督を行うものとする。

1. 運行計画表等の確認により過積載の防止に努めること。
2. 点呼時等の機会をとらえた過積載の防止について指導し徹底を図ること。
3. 乗務等の記録を活用し過積載の防止について指導徹底を図ること。

## 第9条（貨物の積載方法）

運行管理者は、次に定めるところにより事業用自動車に貨物を積載するよう従業員を指導監督するものとする。

1. 荷物の位置が極端に荷台の後方又は片側に偏る等により、偏荷重が生じないように積載すること。
2. 貨物が運搬中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講じること。

## 第10条（点呼）

運行管理者及び補助者は、安全運行を確保するために運転者等に対し運行の開始前、運行の開始後及び必要に応じて運行途中において、点呼を行い、報告を求め、適切な指示をしなければならない。

但し、運行管理者が行う点呼については当該営業所において実施する総回数 $\frac{1}{3}$ 以上でなければならない。

1. 点呼等は、運行管理者又は補助者が営業所の定められた場所において確実に励行しなければならない。但し、乗務の開始地又は終了地が営業所以外の地であるため点呼等を営業所で行えない場合は、電話その他の方法（携帯電話、業務用無線等により、直接運転者と対話できるもの）により行うこととする。

2. 点呼は営業所において行うことを原則とするが、営業所と車庫が離れている場合は、運行管理者又は補助者を車庫に派遣して対面点呼を実施することとする。
3. 点呼を行い、報告を求め、指示をしたときは運転者ごとに点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を点呼簿に記録しなければならない。
4. 乗務前及び乗務後のいずれも対面で行うことができない乗務を行う運転者に対しては、乗務前及び乗務後の点呼の他に、その間に乗務途中点呼(中間点呼)を行うこととする。

#### [乗務前点呼]

乗務前点呼は当該運行の出発直前に行うものとし、次に掲げる事項を確認したうえで、運行指示を行う。

- ア. 服装等の点検
- イ. 運転者の健康状態（疾病、疲労・飲酒その他の理由による安全な運転の確保の有無）
- ウ. 日常点検の実施、又はその確認（非常信号用具、消火器の備付け等を含む。）
- エ. 任務の指令
- オ. 道路状況、気象状況の説明、異常気象時の注意
- カ. 荷物の積載状況
- キ. 運転日報、運行記録用紙、自動車検査証、運転免許証、自賠責保険証明書等の有無
- ク. 中間点呼を行う場合は、その場所の指定、内容
- ケ. その他指示事項の伝達及び注意事項

#### [中間点呼]

中間点呼は乗務前点呼で、指定された内容により行うものとし、次に掲げる事項を確認する。

- ア. 運転者の健康状態（疾病、疲労・飲酒その他の理由による安全な

運転の確保の有無)

イ. 任務の指令

ウ. その他指示事項の伝達及び注意事項

[乗務後点呼]

乗務後点呼は当該運行の終了後速やかに行う。

ア. 車両及び荷物の状況、道路状況、運行状況、心身状況の報告

イ. 乗務員のダイヤ励行状況の確認

ウ. 交替運転者による乗務が行われた場合にあつては、道路及び運行に関する通告についての報告

エ. 乗務記録、運行記録計による記録紙（必要事項を記載したもの）の提出

オ. 前ア～エにおいて安全の確保上、必要な注意事項等についての指導

カ. 次の運行についての車両状態、道路状態等の伝達及び確認

キ. その他示達事項の伝達

5. 点呼簿は次の事項について記載するものとする。

・乗務前点呼

① 点呼執行者名 ② 点呼日時 ③ 点呼方法（対面・電話等の別）

④ 運転者名 ⑤ 運転者の疾病、疲労・飲酒等の状況 ⑥ 乗務する自動車の登録番号又は識別できる記号 ⑦ 日常点検の状況

⑧ 指示事項 ⑨ その他必要事項

・中間点呼

① 点呼執行者名 ② 点呼日時 ③ 点呼方法（電話等の別） ④ 運転者の疾病、疲労・飲酒等の状況 ⑤ 指示事項 ⑥ その他必要事項

・乗務後点呼

① 点呼執行者名 ② 点呼日時 ③ 点呼方法（対面・電話等の別）

④ 自動車、道路及び運行の状況 ⑤ 交替運転者に対する通告

⑥ その他必要事項

6. 点呼簿の記録については、1年間保存しなければならない

第11条（乗務等の記録）

1. 運行管理者は事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに、別に定める様式により次に掲げる事項を記録させ、かつその記録を整理して1年間保存しなければならない。

（1）運転者の氏名

（2）乗務した事業用自動車の自動車登録番号又は識別出来る表示

（3）乗務の開始及び終了の地点及び日時、主な経過地点及び乗務した距離

（4）運転を交替した場合にあってはその地点及び日時

（5）休憩又は睡眠をした場合にあってはその地点及び日時

（6）車両総重量8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあっては貨物の積載状況（貨物の重量又は個数、荷台等への積付状況等）

（7）事故、著しい運行の遅延その他異常な状態及びその概要と原因

2. 運行管理者は、第1項の記録内容により、運行状況を把握し、運転者に対し必要な指導を的確に行わなければならない。

第12条（運行記録計の管理及び記録、機能等）

1. 次の車両には、瞬間速度、運行距離及び運行時間を記録できる運行記録計を備え付け、この運行記録計により運行状況を記録しなければならない。

・普通自動車であって車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の車両及びこれに該当する牽引自動車

2. 運行管理者は、運行記録計による正確な記録が確実に得られるよう、運行記録計の整備及び運行記録紙の着脱等の管理を行わなければならない。

3. 運行管理者は、乗務前点呼の際に運行記録紙を交付し、乗務後点呼の

際に次に掲げる事項を記入させて提出させること。

- (1) 運転者氏名
  - (2) 車両の登録番号（車両識別記号の場合はその記号）
  - (3) 乗務の開始及び終了年月日
  - (4) 運行開始及び終了時の精算メーターの読み
  - (5) 交替、休息、点呼等の場所名
4. 運行管理者は、運行記録計の機能が正常であることを確認する。異常のある場合は、修復後でなければ運転させてはならない。
5. 運行管理者は、第1項の記録内容により、運行状況を把握し、運転者に対し必要な指導を的確に行わなければならない。
6. 運行記録計及び運行記録紙の取扱いの詳細については別に定める。
7. 記録された結果は運転者又は車両毎に整理して1年間保存しなければならない。

#### 第13条（運行指示書による管理及び記録等）

1. 乗務前及び乗務後の点呼のいずれも対面で行うことができない乗務を行う運行ごとに、次に掲げる事項を記載した運行指示書を2部作成し（一部は運転者に、もう一部は営業所の写し）、により運転者に適切な指示をし、これを運転者に携行させなければならない。  
また、その記録を整理して1年間保存しなければならない。
  - (1) 運行の開始及び終了の地点及び日時
  - (2) 乗務員の氏名
  - (3) 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
  - (4) 運行に際して注意を要する箇所的位置
  - (5) 乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る）
  - (6) 乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る）
  - (7) その他運行の安全を確保するために必要な事項
2. 運行の途中に変更が生じた場合は、営業所の運行指示書の写しに変更内容を記載し、また、運転者に対しその旨適切な指示をし、携行している指示書に変

更事項並びに指示を行った日時・指示者名を記載させなければならない。

3. 運行指示書のいない運行の途中で運行指示書による指示等が必要になった場合には、それ以降の運行について、運行管理者により運行指示書を作成し、これにより、運転者に指示を行い、運転者にその内容を乗務記録に記録させなければならない。

#### 第 14 条（事故の記録）

運行管理者は、事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録させ、当該営業所に 3 年間保存させなければならない。

- (1) 乗務員の氏名
- (2) 事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- (3) 事故の発生日時
- (4) 事故の発生場所
- (5) 事故の当事者（乗務員を除く）の氏名
- (6) 事故の概要（損害の程度を含む）
- (7) 事故の原因
- (8) 再発防止対策

#### 第 15 条（運転者台帳）

1. 運行管理者は、次の事項を記載した運転者台帳を作成し、当該営業所に備えさせなければならない。

- (1) 作成番号及び作成年月日
- (2) 事業者の氏名又は名称
- (3) 運転者の氏名、生年月日及び住所
- (4) 雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日
- (5) 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項
  - イ. 運転免許証の番号及び有効期限
  - ロ. 運転免許の年月日及び種類
  - ハ. 運転免許に条件が付されている場合は、当該条件
- (6) 事故を引起こした場合又は道路交通法第 108 条の 34 の規定による

通知を受けた場合は、その概要

(7) 運転者の健康状態

(8) 貨物自動車運送事業輸送安全規則の第10条第2項の規定に基づく  
指導の実施及び適性診断の受診の状況

(9) 運転者台帳の作成前6ヵ月以内に撮影した単独、上3分身、無帽、  
正面、無背景の写真

2. 運転者が、転任・退社その他の理由で運転者でなくなった場合は、運転者台帳に運転者でなくなった年月日及びその理由を記載して3年間保存しなければならない。

#### 第16条（乗務員に対する指導監督）

1. 運行管理者は運転者に対し、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他事業用自動車の運行に関する状況、その状況下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、次の内容の指導及び監督し、指導及び監督を実施した日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、かつその記録を営業所において3年間保存するものとする。

(1) トラックを運転する場合の心構え

(2) トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項

(3) トラックの構造上の特性

(4) 貨物の正しい積載方法

(5) 過積載の危険性

(6) 危険物を運搬する場合に留意すべき事項

(7) 適切な運行の経路及び当該経路における道路・交通の状況

(8) 危険の予測・回避

(9) 運転者の運転適性に応じた安全運転

(10) 交通事故に関わる運転者の生理的・心理的要因と、これらへの対処方法

(11) 健康管理の重要性

2. 運行管理者は、次に掲げる運転者に対して、運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導及び適性診断を受けさせ、かつ運転者台帳

に記録しなければならない。

- (1) 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者
- (2) 運転者として新たに雇い入れた者
- (3) 高齢者（65才以上の者をいう）

3. 運行管理者は、乗務員に対し、事業用自動車に備えられた非常信号用具及び消火器の取扱について適切な指導をしなければならない。

#### 第17条（異常気象時等における措置）

運行管理者は異常気象その他の理由により輸送の安全確保に支障が生じるおそれのあるときは、次の各号に留意するとともに、万全の措置を講じなければならない。

1. 輸送の安全確保に支障が生じるおそれのあるときに対処するための措置要領を定め、乗務員に対し周知徹底すること。
2. 常に気象状況に留意し、暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、その他状況により運行の継続、待機、中止等について適切な措置を講じること。
3. 運行途中の車両と緊急連絡ができる体制を確立すること。また、運行途中のものについては、別に定める緊急連絡所を活用して運行の中止、待避等の措置をとること。

#### 第18条（事故警報の周知徹底）

運行管理者は事故警告及び事故防止通達が発令された時は、速やかにその内容を従業員に周知徹底を図り、同種事故の再発防止について指導監督を行わなければならない。

#### 第19条（運行管理者の助言）

運行管理者は本店代表者等に対し、事業用自動車の運行の安全の確保に関して必要な事項について助言を行わなければならない。

#### 第20条（統括運行管理者）

複数の運行管理者を選任している営業所においては統括運行管理者を選任しなければならない。

統括運行管理者は、本規程に定める運行管理者の業務の総括責任者とし、他の運行管理者に対する指導を行うとともに、助言を求め、運行管理の充実に努める。

## 第 21 条 (補助者)

事業者は、必要に応じて補助者を選任することができる。

1. 補助者は、国土交通大臣が認定する講習の受講者又は運行管理者の資格者証を有するものの中から選任しなければならない。
2. 補助者は、運行管理者の指示を受けて運行管理業務のうち、本規程に定める点呼に関する業務の一部を行うものとする。
3. 補助者が行う点呼については当該営業所において実施する総回数の3分の2を超えてはならない。

## 第 3 章 その他の運行管理業務

### 第 22 条 (経路の調査等)

運行管理者は常に道路の実態を把握するように努め、安全運行に支障のあると認めたとき、又は道路管理者から道路の通行禁止或いは制限の通報のあったときは速やかに次の措置をとらなければならない。

1. 道路の異常、迂回路等（乗務員から聴取し、必要あれば現地調査を行う）について関係乗務員に対し必要な指示を与える。
2. 前号の道路の異常及び迂回路について、要すれば関係の向きに速報する。
3. 所管区域内の道路で事故多発等、運行上特に注意を要すると認めたときは関係の向きに報告する。

### 第 23 条 (応急器具の備え付け)

運行管理者は応急器具を営業所及び車両に次により備付けかつ乗務員がその使用方法に習熟しているよう教育しておかななければならない。

1. 踏切における非常信号用具（赤色旗、発煙筒又は赤色合図灯）を車両に備え付ける。
2. 高速道路及び自動車専用道路を走行する車両において警告反射板を車両に備え付ける。
3. 火災防止のため本店より指示する車両には消火器を備え付ける。

4. 自動車の任務及び行動方面の状況に応じて適宜、応急修理用具（ひき綱、スコップ、歩み板、タイヤチェーン、照明灯等）を車両に備付け、或いは携行をすること。

#### 第 24 条（危険物等運搬上の措置）

運行管理者は爆発物、火薬類、危険物等を運搬する場合は、次の各号により危険防止の措置を講じなければならない。

1. 当該車両構造が保安基準の規定に適合しているかどうかを再確認し、輸送中における事故防護施設を完備させる。
2. 乗務員の割当は危険物取扱の資格のある者を選定し、危険物輸送に関し規定された関係法規に基づき、出発前に経路、積載量、積荷方法及び運行速度等安全運行に対して適切な指示を与える。

#### 第 25 条（点検整備等）

運行管理者は次により自動車の日常整備点検、定期整備について整備管理者及び乗務員と緊密な関係を保ち整備に万全を期し、かつ配車の円滑を期さなければならない。

1. 運転者に日常点検を確実に実施せしめ、記録簿に記入させ点呼の際これを確認する。
2. 日常点検の結果保安上問題が生じる可能性がある場合は、運行の可否は整備管理者と協議決定する。
3. 運転者は適宜運行途中（長距離運行のとき又は車両乗替のとき）及び運行後（次の使用に備えて整備を完了するため）にかじ取り装置、制動装置、その他の重要部分について点検確認を行なうこと。

#### 第 26 条（無断運転の禁止）

運行管理者は従業員の無断運転を厳禁しなければならない。

#### 第 27 条（遅延の措置）

運行管理者は車両の運行が著しく遅延し、運行途中で異変のおそれのあるときは速やかにその状況を調査して、適切な措置をとらなければならない。

#### 第 28 条（乗務員の人事）

運行管理者は乗務員の人事について次の事項を行わなければならない。

1. 乗務員の健康、勤務、性行の状況について常に正しく観察して、その監督指導を適切にし、人事の公正を期する様努め、かつ人事資料を整理する。
2. 乗務員が私事（疾病、浪費、乱交、家庭不和等）の原因の為事故をすることのないよう常に留意し、要すればその相談に応じ解決策の指導に努めること。
3. 同一車両乗組乗務員の融和如何は作業能率と事故関係に影響するところが大きいから、その組合せについて絶えず留意すること。

#### 第 29 条（その他の指導）

運行管理者は、他所属営業所の乗務員に対しても運行管理上必要な時は適切な指導監督を行わなければならない。

#### 第 30 条（保安基準緩和車両の運行）

運行管理者は、保安基準緩和認定車両及び制限外積載許可車両の運行について次の各号についての措置を行い運行の安全確保に万全を期さなければならない。

1. 運行に際しては、必要に応じて関係官庁の許可を受けるとともに、運行に際して条件が付されている場合は、これを遵守するよう指示すること。
2. 前号の許可を受ける運行経路、運行時間、速度制限等を指示すること。
3. 運行経路にあるトンネル、橋、ガード等の構造及び重量、高さの限界等を事前に調査し、安全運行に関する措置を講じるとともに、これを指示すること。

### 第 4 章 事故に関する措置

#### 第 31 条（事故発生時の措置についての指導教育）

運行管理者は、運転者に対して車両運転中、万一事故が発生した場合に措置すべき事項について、周知徹底させておかななければならない。

1. 事故の続発を防ぐための処置を講じること。
2. 死傷者のあるときは、速やかに応急手当てその他の必要な措置を講じること。
3. 警察官に報告し、指示を受けること。
4. 運行管理者に緊急連絡して指示を受けること。

#### 第 32 条（事故の発生時の措置）

運行管理者は運転者その他の者から事故が発生した旨の連絡を受けたときは

次の各号により措置するものとする。

1. 直ちに事故続発の防止、負傷者の救急等所要の措置を講じるよう指示すること。
2. 軽微な事故を除き必ず現場に急行し、発生状況等原因を調査すること。
3. 出来る限り目撃者、相手方の意見を聴取する事。
4. 現場において貨物の運送の継続又は送還の措置を取ること、又代替輸送等必要な措置を講じること。
5. 貨物の保全を期すること。
6. 重大事故のときは、本店代表者に報告し措置について指示を受け、自動車事故報告規則に基づく事故概要の速報及び自動車事故報告書の提出等、運輸支局長に対して行うこと。
7. 関係者と折衝し、以後の措置について打ち合わせること。

#### 第33条（事故再発防止の処置）

運行管理者は、事故再発防止に期するため、事故記録書を作成すること。

また、事故の原因を究明（事故統計及び分析を含む）し、効果的な防止対策を研究するとともにこれを管理面に反映させるよう努め、乗務員に事故防止について指導すること。

## 第5章 研 修 等

#### 第34条（研 修）

1. 運行管理者及び補助者は、その職務遂行上に必要な知識及び実務について、運輸支局長の行う研修（自動車事故対策機構の行う講習を含む。）及び社内研修を受けなければならない。
2. 運行管理者は、日常の職務に必要な次に掲げる知識、技能の修得に努めなければならない。
  - (1) 車両の運転に関すること
  - (2) 車両の主要諸元、取扱いに関すること
  - (3) 貨物の積載、固定方法等に関すること

- (4) 危険・有害物の物理・科学的性状、取扱いに関する事
- (5) 運転者の健康管理に関する事
- (6) 事故の場合の応急救助、二次事故の防止に関する事
- (7) 道路構造及び簡単な地質、地盤の強度に関する事
- (8) 運行計画作成の知識・技能に関する事
- (9) 気象通報に関する事
- (10) 非常信号用具、消火器の取扱いに関する事
- (11) 運転者の運転適性診断に関する事
- (12) 運送並びに交通関係法規の事
- (13) 交通規制に関する事
- (14) 自動車賠償責任保険に関する事
- (15) その他必要な知識（関係法令等）

3. 運行管理者は、運行管理に必要な社内規則及び制度等を熟知し、適正な管理の実施に努めなければならない。

## 第6章 付 則

1. 本規程は、平成 年 月 日から実施する。
2. 改正条文（第 条）については、平成 年 月 日から実施する。